

○所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱

平成20年3月28日

改正 平成22年3月26日

(題名改称)

平成23年9月7日

平成27年3月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者、その使用人又は下請負人が虚偽記載、工事事故、粗雑工事、贈賄（法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあっては、法人の役員等がした贈賄をいう。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為、談合等を起こした場合における一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止（以下「入札参加停止」という。）等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

（平22年3月26日・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事の請負、設計、調査及び測量の業務委託、土木施設維持管理の業務委託、清掃、警備その他役務の提供に係る業務委託並びに物品の製造の請負、買入れ、売払い及び借入れをいう。
- (2) 有資格業者 市の競争入札に参加する資格に関する審査を受け、資格を有すると認められた者をいう。

(入札参加停止)

第3条 市長は、有資格業者、その使用人又は下請負人がした行為が別表第1又は別表第2の措置要件の欄の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、その情状に応じて当該措置要件について別表第1及び別表第2に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者について、入札参加停止の措置を行うものとする。

- 2 市長は、市が発注する建設工事等において、別表第2第3号又は第4号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、

当該有資格業者である個人若しくはその使用人又は当該有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が役員等となっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止を行うことができる。

- 3 市が発注する建設工事等において、別表第2第5号の措置要件に該当し、入札参加停止を受けた有資格業者の使用人等(有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人をいう。)が、当該入札参加停止期間中又は入札参加停止期間満了後、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、この要綱の適用について当初から別表第2第4号の措置要件に該当し、入札参加停止を措置されたものとみなす。
- 4 市長は、入札参加停止の措置を行ったときは、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(平22年3月26日・一部改正)

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止の措置を行う場合において、当該入札参加停止について、責めを負うべき有資格業者である下請負人（再委託の者も含む。以下同様とする。）があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止の措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項若しくは第2項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

(平22年3月26日・一部改正)

(入札参加停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一つの事案により別表第1及び別表第2の各号の措置要件の2つ以上に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに別表第1及び別表第2に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札

参加停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、当該措置要件について別表第1及び別表第2に規定する短期の2倍の期間とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が1月に満たないときは、1・5倍の期間とする。
  - (1) 別表第2の第1号から第4号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2の第1号から第4号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、別表第1の各号又は別表第2の各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1の各号又は別表第2の各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
  - (3) 所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年7月18日施行）の別表の各号の措置要件に係る入札参加除外の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2の各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表第1及び別表第2に規定する期間又は前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときには、別表第1及び別表第2又は前2項の規定にかかわらず入札参加停止の期間の短期を別表第1及び別表第2又は前2項の短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1及び別表第2に規定する期間又は第1項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、別表第1及び別表第2又は第1項の規定にかかわらず入札参加停止の期間の長期を別表第1及び別表第2又は第1項の長期の2倍の期間（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。
- 5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第1及び別表第2又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、入札参加停止期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、入札参加停止の期間中とみなして前項の規定を準用し入札参加停止期間を変更した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、さらに入

札参加停止を行うことができる。

7 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(平22年3月26日・一部改正)

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表第1及び別表第2の各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法に違反する等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事實を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号ア又は第4号アに該当したとき。
- (2) 別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第3号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(平22年3月26日・平23年9月7日・平27年3月24日・一部改正)

(入札参加停止措置の承継)

第7条 市長は、入札参加停止措置の対象となった有資格業者から合併等により営業を実質

的に承継したと認められる有資格業者があるときは、当該営業を承継した有資格業者に対して入札参加停止措置を行うものとする。

(平22年3月26日・一部改正)

(入札参加停止の通知)

第8条 市長は、第3条第1項若しくは第2項又は第4条各項の規定により入札参加停止の措置を行い、第5条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号によりその旨を通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市の発注した建設工事等に関するものであるときは、改善措置の報告を徴するものとする。

(平22年3月26日・一部改正)

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(平22年3月26日・一部改正)

(下請負等の禁止)

第10条 市長は、建設工事等について、入札参加停止の期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(平22年3月26日・一部改正)

(警告)

第11条 市長は、別表第3に掲げる措置要件の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格業者について、警告の措置を行うことができる。

(契約違反等の報告)

第12条 建設工事等を所管する課長等は、その所管に係る事務に関し、有資格業者に別表第1の各号、別表第2の第1号から第9号までの各号、又は別表第3の各号に規定する措置要件のいずれかに該当すると思われる行為があったと認められる場合には、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、当該有資格業者に対する入札参加停止又は警告の可否等について決定のうえ、入札参加停止、又は警告の措置を行うことができる。

きる。

(平22年3月26日・一部改正)

(入札参加停止の公表)

第13条 市長は、第3条第1項若しくは第2項又は第4条各項の規定により入札参加停止を行ったときは、当該有資格業者名等について公表するものとする。第5条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更したとき又は同条第7項の規定により入札参加停止を解除したときも同様とする。

(平22年3月26日・一部改正)

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の指名停止等の措置については、原因となる事実又は行為が施行の日前に発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の所沢市建設工事等の有資格業者に関する指名停止等措置要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した入札参加停止等の原因となる事実又は行為について適用し、施行日前に発生した入札参加停止等の原因となる事実又は行為については、なお従前の例による。

3 改正後の要綱第5条第2項第1号及び第3号の入札参加停止及び入札参加除外の期間の満了後の期間は、施行日以後に発生した当該入札参加停止及び入札参加除外の原因となる事実又は行為について適用し、当該入札参加停止及び入札参加除外の原因となる事実又は行為が施行日前に発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第100号)附則第2条の規定により審判手続が開始された事案であって、同日以後に審決されたものに係る入札参加停止については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

所沢市内において起こした事故等に対する措置基準

| 区分     | 措置要件  | 期間                 |
|--------|---|--------------------|
| 虚偽記載   | (1) 市が発注する建設工事等に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から2月以上9月以内 |
| 粗雑工事等  | (2) 市と締結した契約に係る建設工事等(以下「市発注工事等」という。)の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき(しかし軽微であると認められるときを除く。)。    | 当該認定をした日から2月以上9月以内 |
|        | (3) 市内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、しかし重大であると認められるとき。   | 当該認定をした日から2月以上5月以内 |
| 契約違反   | (4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工等に当たり契約に違反し、かつ、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。                         | 当該認定をした日から2月以上6月以内 |
| 公衆損害事故 | (5) 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。                       | 当該認定をした日から1月以上9月以内 |
|        | (6) 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大                   | 当該認定をした日から1月以上6月以内 |

|                     |   |                     |
|---------------------|---|---------------------|
|                     | であると認められるとき。  |                     |
| 工事<br>関係<br>者事<br>故 | (7) 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。                 | 当該認定をした日から2週間以上6月以内 |
|                     | (8) 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から2週間以上3月以内 |

別表第2（第3条関係）

（平22年3月26日・全改）

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

| 区分 | 措置要件   | 期間  |
|----|--|---|
| 贈賄 | <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から4月以上24月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上24月以内</p> |
|    | <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>   | <p>逮捕又は公訴を知った日から4月以上18月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上18月以内</p>                               |

|                            |   |   |
|----------------------------|---|---|
|                            | ウ 使用人   | 逮捕又は公訴を知った日<br>から2月以上18月以内  |
| 独占<br>禁止<br>法違<br>反行<br>為  | (3) 次の場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。<br><br>ア 市発注工事等<br><br>イ 上記以外での業務                                      | 当該認定をした日から12月以上36月以内<br><br>当該認定をした日から4月以上18月以内                                       |
| 競売<br>入札<br>妨害<br>又は<br>談合 | (4) 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br><br>ア 市発注工事等<br><br>イ 上記以外での業務                               | 逮捕又は公訴を知った日<br>から12月以上36月以内<br><br>逮捕又は公訴を知った日<br>から4月以上18月以内                         |
|                            | (5) 市発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により、市が刑事告発を行ったとき。  | 当該告発を行った日から<br>12月  |
| 建設<br>業法<br>違反             | (6) 次の場合において、主任技術者の不設置、一括下請負、経営事項審査の虚偽申請、その他建設業法の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。<br><br>ア 市発注工事<br><br>イ 県内（アの場合を除く。）<br><br>ウ 県外 | 当該認定をした日から3月<br>以上12月以内<br><br>当該認定をした日から2月<br>以上12月以内<br><br>当該認定をした日から1月<br>以上12月以内 |
| 不正<br>又は<br>不誠             | (7) 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか業務<br>に関し、過積載、不正軽油の製造・使用、産業廃棄物の<br>不法投棄、外国人の不法就労、その他不正又は不誠実な   | 当該認定をした日から1月<br>以上12月以内   |

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 実行<br>為        | 行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。  |  |
|                | (8) 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1月以上9月以内                       |
| 報告<br>義務<br>違反 | (9) 市発注工事等において、契約の相手方が暴力団又は暴力団関係者から、不当介入や妨害等を受けた場合の市長への報告義務に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。   | 当該認定をした日から2週間以上2月以内                      |
| 度重<br>なる<br>警告 | (10) 別表第3の各号のいずれかに該当したことにより、第11条の警告を3年間に2回以上受け、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。<br>ア 別表第3第2号に該当する行為が含まれる場合<br>イ 上記以外の場合                                      | 当該認定をした日から2月以上4月以内<br>当該認定をした日から1月以上3月以内 |

別表第3（第11条関係）

（平22年3月26日・一部改正）

| 措置要件   |
|--|
| (1) 別表第1各号及び別表第2第1号から第9号までの措置要件に該当するが、入札参加停止の措置を行わない場合において、必要があると認められるとき。  |
| (2) 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、市の職員に対して指名、元請業者等に対する指導・あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行ったとき。 |
| (3) 市発注工事等の施工等に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。                                 |